



平成 29 年 4 月 7 日

各 位

会社名 株式会社カンセキ
代表者名 代表取締役社長 長谷川 静夫
(コード番号：9903 東証 JASDAQ)
問合せ先 専務取締役管理本部長 高橋 利明
(電話 028-659-3112)

単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 5 月 25 日開催予定の第 43 期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に、単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、国内上場会社の売買単位を 100 株に統一することを目指しており、その移行期限は平成 30 年 10 月 1 日までとされています。当社はこの趣旨を尊重し、当社普通株式の売買単位を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 29 年 9 月 1 日

(4) 変更の条件

本定時株主総会において、後記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 株式併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、当社普通株式の売買単位を現在の 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、変更後も当社株式の売買単位あたりの価格について、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）に調整することを目的として、株式併合（2 株を 1 株に併合）を実施するものであります。

(2) 株式併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

②併合の方法・比率

平成 29 年 9 月 1 日をもって、平成 29 年 8 月 31 日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式を基準に、2 株につき 1 株の割合をもって併合いたします。

③併合により減少する株式数

| | |
|-----------------------------------|--------------|
| 株式併合前の発行済株主総数（平成 29 年 2 月 28 日現在） | 16,100,000 株 |
| 株式併合により減少する株式数 | 8,050,000 株 |
| 併合後の発行済株式総数 | 8,050,000 株 |

（注）「株式併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数および株式併合割合に基づき算出した理論値です。

④効力発生日における発行可能株式総数

株式併合の割合と同じ割合で発行可能株式総数を減少いたします。

| | |
|--------------|----------|
| 変更前の発行可能株式総数 | 5,100 万株 |
| 変更後の発行可能株式総数 | 2,550 万株 |

（3）1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

（4）株式併合により減少する株主様

平成 29 年 2 月 28 日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

| | 株主数（割合） | 所有株主数（割合） |
|-----------|-----------------|----------------------|
| 総株主 | 1,530 名（100.0%） | 16,100,000 株（100.0%） |
| 2 株未満所有株主 | 127 名（ 8.3%） | 127 株（ 0.0%） |
| 2 株以上所有株主 | 1,403 名（ 91.7%） | 16,099,873 株（100.0%） |

（注）上記株主構成を前提として、株式併合を行なった場合、2 株未満の株式のみご所有の株主様 127 名は、株主の地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能です。

（5）株式併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件に、平成 29 年 9 月 1 日をもってその効力が生じることといたします。

3. 定款一部変更

（1）定款変更の理由

上記「1. 単元株式数の変更」および「2. 株式併合」に伴うものです。なお、本定款の一部変更の効力は、株式併合の効力発生日である平成 29 年 9 月 1 日に生ずるものとする旨の附則を設け、効力発生日経過後はこれを定款から削除することといたします。

（2）定款変更の内容

当社定款は、上記「2. 株式併合」を内容とした株式の併合に関する議案が本定時株主総会において承認可決されることを条件に、平成 29 年 9 月 1 日をもって、次のとおり変更いたします。

（下線部は変更部分を示します）

| 現行定款 | 変更案 |
|--|--|
| <p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>5,100万株</u>とする。</p> <p>(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、<u>1,000株</u>とする。</p> <p>(新設)</p> | <p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>2,550万株</u>とする。</p> <p>(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p> <p>附則 第6条および第8条の変更の効力発生日は、平成29年9月1日とする。なお、本附則は同日の経過後自動的に削除されるものとする。</p> |

4. 単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更の日程

| | |
|----------------|----------------|
| 取締役会決議日 | 平成29年4月7日 |
| 定時株主総会決議日 | 平成29年5月25日(予定) |
| 単元株式数の変更の効力発生日 | 平成29年9月1日(予定) |
| 株式併合の効力発生日 | 平成29年9月1日(予定) |
| 定款一部変更の効力発生日 | 平成29年9月1日(予定) |

(注) 上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成29年9月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成29年8月29日となります。

添付資料

- ・【ご参考】単元株式の変更および株式併合に関するQ&A

【ご参考】

単元株式の変更および株式併合に関するQ&A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか？

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所での売買の単位となる株式数を変更するものです。

今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか？

A 2. 株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少ない数の株式にすることです。今回当社では、2株を1株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか？

A 3. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、すべての国内上場会社の売買単位を100株に統一することを目指しており、その期限を平成30年10月1日とすることを公表いたしました。

東京証券取引所に上場している当社といたしましては、この趣旨をふまえ、平成29年9月1日をもって、当社株式の売買単位（単元株式数）を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。

そこで、当社株式を株主様に安定的に保有いただくことや株主様の権利にできるだけ影響を及ぼすことのないよう、中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、当社株式について2株を1株にする併合を行うことといたします。

Q 4. 株主の所有株式数や議決権数はどのようになるのですか？

A 4. 株主様の株式併合後の所有株式数は、平成29年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株式数に2分の1を乗じた株式数（1株未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は、併合後の所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、今回の株式併合および単元株式数の変更の効力発生（平成29年9月1日予定）の前後で、株主様の所有株式数や議決権数は、次のとおりとなります。

| | 効力発生前 | | 効力発生後 | | |
|----|-------|------|-------|------|------|
| | 所有株式数 | 議決権数 | 所有株式数 | 議決権数 | 端数株式 |
| 例① | 2,000 | 2 | 1,000 | 10 | なし |
| 例② | 1,333 | 1 | 666 | 6 | 0.5 |
| 例③ | 700 | なし | 350 | 3 | なし |
| 例④ | 245 | なし | 122 | 1 | 0.5 |
| 例⑤ | 2 | なし | 1 | なし | なし |
| 例⑥ | 1 | なし | なし | なし | 0.5 |

例①③⑤に該当する株主様は、特段のお手続はございません。

例②④⑥に該当する株主様は、株式併合の結果、1株未満の端数が生じるため、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払いさせていただきます。なお、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買取り」の手続をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。

具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社または後記（※）の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

また、効力発生前の所有株式が2株未満の場合（上記の例⑥のような場合）は、株式併合によりすべての所有株式が端数株式となるため、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたく存じます。

Q 5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか？

A 5. 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様が所有されている当社株式の資産価値に影響はございません。

株式併合後においては、株主様所有の株式数は、株式併合前の2分の1となりますが、逆に1株当たりの純資産額は2倍となります。また、株価につきましても、理論上は併合前の2倍となります。

Q 6. 株式併合に伴い、必要な手続きはありますか？

A 6. 特に必要なお手続きはございません。なお、上記Q 4に記載のとおり、2株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、これを当社が一括で処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払いいたします。

Q 7. 株式併合後でも単元未満株式の買増しや買取りをしてもらえますか？

A 7. 株式併合の効力発生前と同様、株式併合後も、市場での売買ができない単元未満株式を所有する株主様は、「単元未満株式の買取り」の制度をご利用いただけます。

具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社または後記（※）の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 8. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか？

A 8. 次のとおり予定しております。

| | |
|-----------------------|----------------------|
| 取締役会決議日 | 平成 29 年 4 月 7 日 |
| 定時株主総会決議日 | 平成 29 年 5 月 25 日（予定） |
| 1000 株単位での売買最終日 | 平成 29 年 8 月 28 日 |
| 100 株単位での売買開始日 | 平成 29 年 8 月 29 日 |
| 単元株式数の変更および株式併合の効力発生日 | 平成 29 年 9 月 1 日（予定） |
| 株主割当通知の発送 | 平成 29 年 10 月中旬 |
| 端数株式相当分の処分代金のお支払い | 平成 29 年 11 月上旬 |

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更および株式併合に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

※当社の株主名簿管理人：

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話番号： 0120-782-031（通話料無料）

受付時間： 午前9時から午後5時まで（土日、祝日を除く）

以上